

平成22年8月25日

各都道府県本部

自動車共済支払査定担当部長 殿

全 国 本 部

自動車部長

**自動車損害調査業務における柔道整復師の施術に関する取扱いの再徹底について**

自動車損害調査業務において柔道整復師の施術に関しては、これまで各種会議・研修会にて、柔道整復師の施術に関する妨害防止の留意事項等について徹底を図り、適正な対応に取り組んでいるところです。

しかしながら、今般、一部の県域において~~JA共済側が医師の同意を強要したとの誤解を与えるケース~~、~~また、施術を行っていた柔道整復師からの照会等に対し十分な説明がされずトラブルになった事案があり、行政庁から柔道整復師の施術に関する取扱いの徹底および損害賠償請求権者や医療機関等への適切な対応に関し、徹底するよう指摘を受けるにいたりました。~~

のことから、別添「柔道整復師の施術に関する妨害防止の注意」の遵守について徹底いただくとともに、契約関係者への適切な対応について十分配慮するべく、再度管下SCおよびJAに周知をお願いいたします。

なお、本件に関する照会は全国本部自動車部自動車損調業務グループ（tel050-5541-9404）宛にお願いいたします。

**(参考)****共済事業向けの総合的な監督指針**

(制定：平成18年3月31日付け17経営第7481号経営局長通知)

(改正：平成21年11月5日付け21経営第3511号経営局長通知)

**II-3-6-2 共済金等支払管理態勢****(2) 主な着眼点**

①～④ (略)

**⑤ 支払管理部門における態勢整備**

ア～ク (略)

ケ 支払査定後においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

(オ) 共済金を被共済者や損害賠償請求権者等ではなく修理業者や医療機関等に直接支払うこととしたが、組合の支払査定額と当該修理業者や医療機関等の請求額との間に差がある場合において、被共済者や損害賠償請求権者等の保護のために必要がある場合には、被共済者や損害賠償請求権者等にその事実を説明しているか。

(キ) 共済金を被共済者や損害賠償請求権者等ではなく、物損に対して修理を行った事業者や、傷害に対して治療を行った医療機関等に直接支払う場合、

これらの者からの照会や苦情に対しても、適切な対応に努めているか。

以上

## アンダーライン当会記

### 資料2 別添

#### 柔道整復師の施術に関する妨害防止の注意

柔道整復師の施術について、次のような行為が妨害行為となるおそれがありますのでご注意下さい。

(打撲・捻挫で柔道整復師の施術を受けている被害者や柔道整復師に対して)

- 「医師の同意（書）」・「医師の診断」を受けて下さい。」という誤り。
- 「警察は柔道整復師診断書（施術証明書）は受理しませんので、一度、医師の診断書を書いてもらって下さい。」という誤り。

- 「柔道整復師施術料金は「労災基準」でしかお支払いたしません。」という誤り。

(自損・搭乗者・傷害共済の認定日数について)

- 「柔道整復師への通院ですから、自損・搭乗者・傷害共済の認定日数は病院の場合より少なくなります。」という誤り。

以上のような医師と比較して柔道整復師の施術を阻害する取扱いは、被害者（受傷者）には医療選択の自由（柔道整復師施術選択の自由）の妨害、柔道整復師には営業妨害や名誉毀損などの問題となるおそれがありますのでご注意下さい。

本件の注意事項につきましては、必ず別紙を参照下さい。

アンダーライン当会記

別紙

柔道整復師施術の取扱いに関する留意点

柔道整復師の施術取扱いに関して、全国的にトラブルが発生しています。

以下はトラブルの参考例です。今後のトラブル防止の参考し、事案の解決に役立てて下さい。

1. 「医師の同意」・「医師受診指示」等に関する例

○「柔道整復師の治療には「医師の同意」が必要です。医師の診療を必ず受けて下さい。」という誤り。

○「むち打ち症などは医師の診療が必要です。」という誤り。

柔道整復師法 第17条（施術の制限）において、「柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。」と記されております。

従いまして、上記以外の傷病の捻挫・打撲は医師の同意は不要です。社会保険・労災も同様な取扱いです。

また、通院先を決定するのは、被害者の自由となります。そのことについて担当者が病院への通院指示・強制することはできません。

2. 「警察に提出する診断書」に関する例

○「人身事故の届出について、警察では「医師発行の診断書」しか受理せず、「柔道整復師発行の診断書」は受理しません。したがって、一度、医師の診断書をもらい、警察へ提出して下さい。」という誤り。

人身事故にするための診断書につきましては、以前は柔道整復師の施術証明を受理しない場合もありました。しかし、現在は受理しています。特に、軽微な事案については、柔道整復師の施術証明の受理を拒否しないよう最高検察庁から各県の検察庁へ通知されていますし、同様に警察庁から各県の警察本部へ通知しております。

3. 「柔道整復師の施術料支払い」に関する例

○「交通事故の被害者の施術料については、「労災保険算定基準」を準拠した施術料しかお支払しません。」という誤り。

交通事故被害者の治療費については、各種算定基準があります。それを理解することなしに、一方的に強制する取扱いは問題です。

そのため、病院は「自由診療」で請求することが出来ます。（労災保険基準準拠のいわゆる「新基準」による請求も「自由診療」の一種と言えます。）

柔道整復師についても勿論同様であり、「労災保険算定基準」の強制をすることはできません。あくまでも「労災保険算定基準」は目安であり、交渉によって双方合意の上での支払いを行うのが基本です。

#### 4. 「自損・搭乗者・傷害共済の支払認定日数」に関する例

- 「柔道整復師での施術を受けた場合は、病院で受診した場合と比較して、受け取る共済金が少なくなります。(請求の説明時等)」という誤り。
- 「受け取られた共済金が実通院日数に比較して少ないので、柔道整復師に通院されたためで、この場合通院された全日数を認めることは出来ません。(共済金支払時)」という誤り。

共済金の請求時や支払の際に「医師と柔道整復師」という治療先の相違のみを理由として、柔道整復師の施術を受けた受傷者に対して格差をつけた支払は行いません。

柔道整復師の施術についても病院で治療を受けた場合と同様に傷病名・治療経過等を総合的に判断し、個別の事案毎に認定日数を判断することとしています。